

国立大学法人茨城大学教職員賃金規程

〔平成16年 4月 1日〕
規程第 14 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人茨城大学就業規則（平成16年規則第 8号。以下「就業規則」という。）第70条の規定に基づき、教職員の賃金に関し必要な事項を定める。

(賃金の種類、計算期間及び支払日)

第2条 教職員の賃金の種類、計算期間及び支払日は、次の表に掲げるとおりとする。

賃金の種類	賃金の計算期間	賃金支払日
(1) 基本給 (2) 諸手当 基本給の調整額 管理職手当 職務付加手当 初任給調整手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 地域交流手当 広域人事教育特別手当 義務教育調整額	一の月の初日から 末日まで	その月の17日（た だし、その日に あたる日曜日の 場合は、翌日）
高異所作業手当 常員特別業務指 教員実習等指導 教育学年業務連 多学業勤務手 教時間外勤務 休日勤務手当	一の月の初日から 末日まで	翌月の17日（た だし、その日に あたる日曜日の 場合は、翌日）
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日（た だし、その日が日曜日の 場合は、前日）

(賃金の支払い)

第3条 教職員の賃金は、通貨で直接教職員にその全額を支払う。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを賃金から控除して支払う。

2 前項の賃金は、個々の教職員の同意があるときは、当該教職員の指定する本人名義の口座に振り込むことにより支払う。

3 業務について生じた実際の弁償は、賃金には含まれない。

(日割計算等)

第4条 新たに教職員となった者には、その日から基本給を支払う。基本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支払う。

2 教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの基本給を支払う。

- 3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支払う。
- 4 第 1項又は第 2項の規定により、基本給を支払う場合であって、その月の初日から支払うとき以外のとき、又はその月の末日まで支払うとき以外のときは、その賃金額は、その月の現日数から就業規則第29条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前各項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、職務付加手当、初任給調整手当、地域手当、広域人事交流手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支払いについて準用する。

(賃金の即時払)

第 5 条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第 2条の規定にかかわらず速やかに賃金を支払う。ただし、賃金を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- (1) 退職し、又は解雇されたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第 6 条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第 2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの賃金を速やかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用に当てるとき。
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に当てるとき。
- (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に当てるとき。
- (4) その他学長が特に必要と認めたとき。

(勤務 1時間当たりの賃金額の算出)

第 7 条 第20条第 1項、第36条及び第37条に規定する勤務 1時間当たりの賃金額は、次の式により算出した額とする。

基本給月額等

$$1時間当たりの賃金額 = \frac{\text{基本給月額等}}{(365日 - \text{所定休日}) \times 1日の所定労働時間数 \div 12か月}$$

2 前項の基本給月額等には、基本給月額のほか基本給の調整額、これらに対する地域手当、広域人事交流手当、管理職手当、職務付加手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額を含むものとする。

3 第 1項の規定にかかわらず、第36条及び第37条に規定する勤務 1時間当たりの賃金額は、当該勤務が、高所作業手当又は異常圧力内作業手当が支払われることとなる作業に該当する場合は、当該勤務に係る勤務 1時間当たりの手当の額（1日単位で支払われるものにあつては、その額を 8で除した額）を、第 1項の規定による額に加算した額とする。

(平均賃金額の算出)

第 7 条の 2 就業規則に規定する平均賃金の額は、次の式により算出した額とする。

$$\text{平均賃金の額} = \frac{\text{算定期間（算定事由発生日以前 3箇月間）の賃金総額}}{\text{算定期間（算定事由発生日以前 3箇月間）の総暦日数}}$$

2 前項に定める算定期間及び賃金総額は、就業規則第 8条に規定する試用期間、第43条第 1項第 3号及び第 4号に規定する産前産後の特別休暇、第46条に規定する育児休業又は育児部分休業及び第54条に規定する休職における期間及び賃金を除いて算出する。

3 第 1項に定める賃金総額は、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除いて算出する。

4 採用後 3箇月に満たない者の第 1項に定める算定期間については、採用後の期間とする。

（端数計算）

第 8 条 前 2条に規定する賃金の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上 1円未満の端数を生じたときは、これを 1円に切り上げる。

（端数の処理）

第 9 条 この規程により計算した確定金額に 1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（基本給）

第 1 0 条 教職員の基本給は、その職務の区分、複雑、困難及び責任の度に基づき定める。

2 前項の基本給は、月額とし、基本給表に定める級及び号給により支払う。

（基本給表の種類）

第 1 1 条 基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職基本給表（別表第 1）

ア 一般職基本給表（一）

イ 一般職基本給表（二）

(2) 教育職基本給表（別表第 2）

ア 教育職基本給表（一）

イ 教育職基本給表（二）

ウ 教育職基本給表（三）

(3) 医療職基本給表（別表第 3）

ア 医療職基本給表（二）

イ 医療職基本給表（三）

2 各基本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

（初任給）

第 1 2 条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮し、別に定めるところにより決定する。

（昇給）

第 1 3 条 教職員の昇給は、毎年 1月 1日に、同日前 1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

(勤務成績の証明)

第13条の2 教職員の昇給は、当該教職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない教職員は、昇給しない。

(昇給における教職員の区分)

第13条の3 昇給における教職員の区分は、一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの(以下「特定職員」という。)とそれ以外の教職員(以下「一般職員」という。)を次の各号に掲げるとおり区分する。

(1) 特定職員

- ア 一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの
- イ 教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの

(2) 一般職員

- ア 一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以下であるもの
- イ 一般職基本給表(二)の適用を受ける教職員
- ウ 教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が4級以下であるもの
- エ 教育職基本給表(二)の適用を受ける教職員
- オ 教育職基本給表(三)の適用を受ける教職員
- カ 医療職基本給表(二)の適用を受ける教職員
- キ 医療職基本給表(三)の適用を受ける教職員

(昇給区分及び昇給の号給数)

第13条の4 教職員を昇給させる場合は、第13条の2に規定する勤務成績の証明に基づき、当該教職員が次の各号に掲げる教職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給の区分(以下「昇給区分」という。)に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好な教職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好な教職員 B
- (3) 勤務成績が良好な教職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない教職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない教職員 E

2 教職員を昇給させる場合の号給数は、昇給区分に応じて次の表に定める号給数とする。
この場合において、昇給区分をEに決定された教職員は、昇給しない。

昇 給 区 分			A	B	C	D	E
昇 給 号 給 数	特定職員	55歳未満の者	8号給以上	6号給	3号給	2号給	0
		55歳以上の者	4号給以上	3号給	2号給	1号給	0
	一般職員	55歳未満の者	8号給以上	6号給	4号給	2号給	0
		55歳以上の者	4号給以上	3号給	2号給	1号給	0

3 一般職基本給表（二）の適用を受ける教職員にあっては、前項の表中「55歳未満」とあるのは「57歳未満」と、「55歳以上」とあるのは「57歳以上」とする。

4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 前年の昇給日（第13条に規定する昇給の時期）後に新たに教職員となった者の昇給の号給数は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者が新たに教職員となった日から昇給日（第13条に規定する昇給の時期）の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。ただし、人事交流等による採用者等の昇給の号給数については、第2項に規定する号給数の範囲内で、部内の他の教職員との均衡を考慮して号給数を決定することができる。
（昇給区分ごとの昇給基準）

第13条の5 前条第1項に定める昇給区分ごとの昇給基準は、別に定める国立大学法人茨城大学教職員昇給基準（平成19年基準第6号。以下「教職員昇給基準」という。）による。

（昇給区分A又はBの割合）

第13条の6 第13条から前条までの規定により昇給区分を決定する教職員の総数に占める特定職員及び一般職員の数の割合は同数とする。この場合において、昇給区分B以上の割合は100分の30とし、そのうちAの割合は100分の10以内とする。

（研修、表彰等による昇給）

第14条 勤務成績が良好である教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、第13条に規定する昇給とみなし昇給をさせることができる。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、表彰等を受けた場合 表彰等を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

（特別の場合の昇給）

第15条 勤務成績が良好である教職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、学長の定める日に、第13条に規定する昇給とみなし昇給をさせることができる。

（昇格）

第16条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第17条 就業規則第74条第2号から第4号の懲戒処分を科したときは、下位の級に降格させることができる。

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級及び号給）

第18条 教職員を基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に

異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、別に定めるところにより決定する。

(基本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級及び号給)

第 19 条 教職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級及び号給は、その異動後の職務に応じ、別に定めるところにより決定する。

(賃金の減額)

第 20 条 教職員が勤務しないときは、就業規則第29条に規定する休日又は同規則第36条、第41条、第42条及び第43条の規定によりその勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない 1時間につき第 7条に規定する勤務 1時間当たりの賃金額を減額して賃金を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、教職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、又は就業規則第19条の規定による就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給及び基本給の調整額の半額を減ずる。

(基本給の調整額)

第 21 条 基本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 前項の規定により基本給の調整を行う職は、別表第 5の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

3 教職員の基本給の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第 6に掲げる調整基本額（その額が基本給月額の 100分の 4.5を超えるときは、基本給月額の 100分の 4.5に相当する額とし、その額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第 5の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が基本給月額の 100分の25を超えるときは、基本給月額の 100分の25に相当する額とする。

(管理職手当)

第 22 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める別表第 7に掲げる教職員（以下「管理職員」という。）に支払う。

2 管理職手当の月額は、別表第 7に掲げる職務区分欄及び職種区分欄に応じた額とする。

3 管理職員が死亡したときは、死亡した日の属する月まで管理職手当を支払う。

4 管理職員が、月の初日から末日までの期間の全日数に渡って勤務しなかった場合（業務上及び通勤上の疾病又は負傷を除く。）は、その月の管理職手当は支払わない。

5 管理職員が、別表第 7に掲げる職務区分欄の職務を兼ねる場合は、管理職手当月額の高い方を支払う。

6 管理職員が、別表第 8に掲げる職務区分欄の職務を付加された場合又は別表第 8に掲げる職務区分欄の職務を付加されている教職員が管理職員となった場合には、管理職員

として職務を付加されている期間中は、管理職手当又は次条の職務付加手当のいずれか手当月額の高い方を管理職手当として支払う。

(職務付加手当)

第22条の2 職務付加手当は、職務の困難性、責任が管理職員に準ずると認められる教職員又は著しく負担のかかる職務を付加された別表第8に掲げる教職員に支払う。

2 職務付加手当の月額、別表第8に掲げる職務区分及び職種区分に応じた額とする。

3 教職員が、新たに別表第8に掲げる職務区分欄の職務を付加されることとなった場合には、その付加された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から職務付加手当を支払う。

4 第1項に掲げる教職員が、退職若しくは死亡した場合、解雇された場合又は職務を付加されなくなった場合には、その職務を付加されなくなった日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支払う。

5 既に職務を付加されている教職員が、さらに、別表第8に掲げる職務区分欄の職務を付加されることとなった場合には、職務付加手当月額の高い方を支払う。

(初任給調整手当)

第23条 医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員(教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員であつて、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証を有する者に限る。)には、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支払う。

2 在職する教職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった教職員で医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支払う。

3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する教職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第9に掲げる額とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する教職員となった日までの期間が4年(医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年)を超えることとなる教職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の教職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する教職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支払われていたものとする。

4 初任給調整手当を支払われている教職員が就業規則第54条の規定に該当して休職にされた場合における当該教職員に対する別表第9の適用については、当該休職の期間(第44条第1項の規定により賃金の全額を支払われることとなる期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの教職員となった日前にこの規程による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支払

う手当でこれに相当するものと認めた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支払われていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支払期間に既に初任給調整手当等を支払われていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支払期間及び支払額は、同項の規定による支払期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支払われていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第24条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支払う。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けている者とし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対 象 者	手 当 額
(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	13,000円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	6,500円 （教職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）
(3) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(5) 重度心身障害者	

3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

4 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

5 扶養手当の支払いは、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が教職員となった日、扶養親族がない教職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合

においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支払いの開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

6 扶養手当は、これを受けている教職員に更に第 4項第 1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている教職員について同項第 3号若しくは第 4号に掲げる事実が生じた場合又は教職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支払額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている教職員に更に第 4項第 1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支払額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支払額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員について当該教職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第 3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支払額の改定について準用する。

（住居手当）

第 25 条 住居手当は、次の表に掲げる教職員の区分のいずれかに該当する教職員に支払うものとし、手当の月額を、教職員の区分に応じて同表に定める額（第 1号又は第 2号に掲げる教職員のうち第 3号に掲げる教職員でもあるものについては、第 1号又は第 2号に定める額及び第 3号に定める額の合計額）とする。

教 職 員 の 区 分	手 当 額	
(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第 3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（国立大学法人茨城大学（以下「本学」という。）及び国の機関による法人等及び貸与されている宿舎を除く。）	次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
	ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員	家賃の月額から12,000円を控除した額
	イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 自ら所有する住宅（これを教職員の世帯主として居住している者）に準ずるに居住する者	2,500円（当該住宅が当該教職員等によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過する日までの期間）
(3) 第27条の規定により単身赴任手当を支払われる者が、配偶者（本学、他学、及び国、地方公共団体、私立学校、私立大学、私立短期大学、私立専門学校、私立高等専門学校、私立職業訓練学校、私立短期職業訓練学校、私立専修学校、私立高等専修学校、私立職業訓練学校、私立短期職業訓練学校、私立専修学校、私立高等専修学校）を借り受け、月額12,000円を超える者又はその権衡上必要と認められた者	第1号の教職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(通勤手当)

第26条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支払う。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支払単位期間につき、その者の支払単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支払単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支払単位期間につき、55,000円に支払単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支払単位期間のうち最も長い支払単位期間につき、55,000円に当該支払単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 支払単位期間につき、次の表の教職員の区分に応じ、同表に定める額

教 職 員 の 区 分	手 当 額
-------------	-------

自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5キロメートル未満である教職員	2,000円
使用距離が片道 5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員	4,100円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員	6,500円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員	8,900円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員	11,300円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員	13,700円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員	16,100円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員	18,500円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員	20,900円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員	21,800円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員	22,700円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員	23,600円
使用距離が片道60キロメートル以上である教職員	24,500円

(3) 前項第 3号に掲げる教職員 運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支払単位期間のうち最も長い支払単位期間につき、55,000円に当該支払単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が 2キロメートル未満のものである場合は、第 1号又は第 2号により算出した額のいずれか高い額

3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員のうち、第 1項第 1号又は第 3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、在来線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「在来線特急等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とする者その他これらの者との権衡上必要があると認めた者の通勤手当の額は、支払単位期間につき、その者の支払単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2分の 1に相当する額とする。ただし、当該額を支払単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等 2分の 1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支払単位期間につき、20,000円に支払単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2以上の在来線特急等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等 2分の 1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の在来線特急等に係る通勤手当に係る支払単位期間のうち最も長い支払単位期間につき、20,000円に当該支払単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

4 通勤手当は、支払単位期間に係る最初の月の賃金支払日に支払う。

5 通勤手当を支払われる教職員につき、離職等の事由が生じた場合には、当該教職員に、

支払単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して、別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支払単位期間」とは、通勤手当の支払いの単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支払額の改定その他通勤手当の支払い及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第27条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支払う。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離		加算額
100 k m 以上	300 k m 未満	6,000円
300 k m 以上	500 k m 未満	12,000円
500 k m 以上	700 k m 未満	18,000円
700 k m 以上	900 k m 未満	24,000円
900 k m 以上	1,100 k m 未満	30,000円
1,100 k m 以上	1,300 k m 未満	35,000円
1,300 k m 以上	1,500 k m 未満	40,000円
1,500 k m 以上		45,000円

3 国立大学法人茨城大学教職員退職金規程（平成16年規程第21号。以下「教職員退職金規程」という。）第9条第1項に規定する国家公務員等及び同規程第9条の2に規定する他の国立大学法人等の職員であった者から、人事交流等により引き続き本学の教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支払われる教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支払う。

(地域手当)

第28条 地域手当は、本学の所在する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、本学の所在する地域に在勤する教職員に支払う。

2 地域手当の月額、基本給、基本給の調整額、管理職手当、職務付加手当、扶養手当及び教職調整額の合計額に、100分の3の割合を乗じて得た額とする。

第29条 教職員退職金規程第9条第1項に規定する国等の機関及び第9条の2に規定する他の国立大学法人等において当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、給与法に規定する地域手当（これに相当する手当を含む。）を支払われていた職員が、人事交流等により引き続き本学の教職員となり、前条第2項の規定による地域手当の支払割合以上の支払割合による地域手当を支払われていた職員には、当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支払割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、基本給、基本給の調整額、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支払う。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支払割合（異動前の支払割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支払割合。次号において同じ。）

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支払割合に100分の80を乗じて得た割合

2 前項の規定による地域手当を支払われている教職員で地域手当の支払割合が、当該地域手当の要件を具備した日の前日に在勤していた地域に係る支払割合より低い割合となる場合には、再異動の日以後、当該地域手当の要件を具備した日から2年を経過するまでの間、再異動した日の前日に在勤していた地域に係る支払割合に、前項各号の期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた地域手当を支払う。

(広域人事交流手当)

第29条の2 広域人事交流手当は、教職員退職金規程第9条第1項に規定する国家公務員等及び同規程第9条の2第1項に規定する他の国立大学法人等（以下「国家公務員等及び他の国立大学法人等」という。）の職員であった者から、人事交流により引き続き本学の職員となり、当該異動直前の勤務箇所と異動直後の勤務箇所の距離及び異動直前の住居と異動直後の勤務箇所の距離がいずれも300キロメートル以上である職員に、当該異動の日から3年を経過するまでの間、支払う。

2 広域人事交流手当の月額、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3の割合を乗じて得た額とする。

3 国家公務員等及び他の国立大学法人等において、給与法に規定する広域異動手当（これに相当する手当を含む。以下「広域異動手当相当」という。）を支払われていた職員のうち、当該支払にかかる異動（以下「当初広域異動」という。）の日から3年を経過するまでの間の異動（以下「再異動」という。）に係る広域人事交流手当については、

次の各号に定めるところによる。

- (1) 前 2項の規定による広域人事交流手当が支払われることとなる職員については、当該再異動に係る広域人事交流手当の割合が当初広域異動に係る広域異動手当相当の割合を上回るとき又は当初広域異動に係る広域異動手当相当の割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動の日以後、当初広域異動に係る広域異動手当相当を支払わず、当該再異動に係る広域人事交流手当の割合が当初広域異動に係る広域異動手当相当の割合を下回るときにあっては、当初広域異動の日から 3年を経過するまでの間は広域異動手当相当の割合の広域人事交流手当を支払い、それ以降、再異動の日から 3年を経過するまでの間は広域人事交流手当を支払う。
- (2) 当該再異動が第 1項の規定を満たさないこととなる職員については、当初広域異動の日から 3年を経過するまでの間は、広域異動手当相当の割合の広域人事交流手当を支払う。

(高所作業手当)

第 30 条 高所作業手当は、次の表に掲げる場合に支払うものとし、手当の額は、作業に従事した日 1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額（作業に従事した時間が 1日について 4時間に満たない場合にあっては、その額に 100分の60を乗じて得た額）とする。ただし、第21条の規定により基本給の調整額を受ける教職員には、支払わない。

作業の区分	手当額
施設課に所属する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。	200円（当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円）
農学部若しくは大学院農学研究科に所属する教職員が地上10メートル以上の樹木上で種子採取等に従事したとき。	220円（当該作業が地上20メートル以上の箇所で行われたときは、320円）

(異常圧力内作業手当)

第 31 条 異常圧力内作業手当は、次に掲げる場合に支払う。

- (1) 教職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。
- (2) 教職員が別表第10に定める潜水船に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1号の作業 作業に従事した時間 1時間につき、潜水深度の区分に応じて次の表に定める額

潜水深度の区分	手当額
20メートルまで	310円
30メートルまで	780円
30メートルを超えるとき	1,500円

- (2) 前項第 2号の作業 作業に従事した時間 1時間につき、教職員の職務の級に応じて次の表に定める額（潜水深度が 300メートルを超える海中における作業に従事した場

合にあっては、同表に定める額にその 100分の30に相当する額を加算した額)

職務の級	手当額
一般職基本給表 (一) 4級以上の級 教育職基本給表 (一) 3級以上の級	2,200円
一般職基本給表 (一) 3級及び 2級 教育職基本給表 (一) 2級	1,700円
一般職基本給表 (一) 1級 教育職基本給表 (一) 1級	1,400円

(教育特殊業務手当)

第32条 教員特殊業務手当は、教育学部の附属幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校（以下「附属学校」という。）に所属する副校長（幼稚園にあっては副園長）、教諭、講師又は養護教諭で職務の級が教育職基本給表（二）又は教育職基本給表（三）の 2級又は 1級の者が次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支払う。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの。

ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの。

(3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は就業規則第29条に規定する休日（同規則第30条の規定により休日の振替となった日を含む。次号及び第 5号において「休日」という。）に行うもの。

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの。

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日に行うものもの。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第 1号アの業務	3,200円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその 100分の 100に相当する額を加算した額）
前項第 1号イ及びウの業務	3,000円
前項第 2号及び第 3号の業務	1,700円
前項第 4号の業務	1,200円
前項第 5号の業務	900円

(教育実習等指導手当)

第 3 3 条 教育実習等指導手当は、附属学校に所属する副校長（幼稚園にあっては副園長）、教諭、講師又は養護教諭が、学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認められた業務に従事したときに支払う。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1日につき 720円とする。

（多学年学級担当手当）

第 3 4 条 多学年学級担当手当は、教育学部附属小学校の複式学級を担当する教諭又は講師で次の各号に掲げる者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事したときに支払う。ただし、管理職手当を受ける教職員には支払わない。

(1) 複式学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の 2分の 1に満たない者

(2) 複式学級における担当授業時間数が 1週間につき12時間に満たない者

2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日 1日につき290円とする。

（教育業務連絡指導手当）

第 3 5 条 教育業務連絡指導手当は、附属学校に置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次に定める者の職務を担当する教諭又は講師が、当該担当に係る業務に従事したときに支払う。

(1) 教務主任

(2) 学年主任

(3) 生徒指導主事

(4) 進路指導主事

(5) 研究主任

(6) 教育実習主任

2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1日につき200円とする。

（時間外勤務手当）

第 3 6 条 就業規則第30条及び第31条の規定により所定の勤務日（次条の規定により休日勤務手当が支払われることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の労働時間を超えて勤務することを命じられた教職員には、所定の労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1時間につき、第 7条に規定する勤務 1時間当たりの賃金額に 100分の 125（その勤務が深夜（午後10時から午前 5時まで。次条において同じ。）において行われた場合は、100分の 150）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支払う。

（休日勤務手当）

第 3 7 条 就業規則第30条及び第31条の規定により同規則第29条に規定する休日（同規則第32条の規定により振り替えられた休日及び同規則第32条の 2の規定により代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた教職員には、勤務を命じられた全時間に対して、勤務 1時間につき、第 7条に規定する勤務 1時間当たりの賃金額に 100分の 135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の 160）を乗じて得た額を休日勤務手当として支払う。ただし、就業規則第32条の 2の規定により代休を与えられた教職員については、同規則第24条に規定する 1日の所定労働時間分に対し

て、勤務 1時間につき、第 7条に規定する勤務 1時間当たりの賃金額に 100分の35（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の60）を乗じて得た額を支払う。

2 前項の規定は、就業規則第28条第 1項の規定を適用される教職員にあっては、同項の規定により休日と指定した日を同規則第29条の休日とみなして適用するものとする。

第 38条 削除

（期末手当）

第 39条 期末手当は、6月 1日及び12月 1日（以下この条から第41条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して支払う。これらの基準日前 1箇月以内に退職し、又は就業規則第83条各号に該当して解雇され、あるいは死亡した教職員（第 3項第 2号に定める教職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第41条までにおいて同じ。）において教職員が受けるべき基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額及び広域人事交流手当の月額の合計額に、次の表（1）に定める教職員にあっては、基本給、基本給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額及び広域人事交流手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）、次の表（2）の管理職手当区分のⅠ種又はⅡ種に該当する教職員（以下「特定幹部教職員」という。）にあっては、基本給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）をそれぞれ加算した額を基礎として、6月に支払う場合においては 100分の 140、12月に支払う場合においては 100分の 160を乗じて得た額（特定幹部教職員にあっては、6月に支払う場合においては100分の120、12月に支払う場合においては 100分の 140を乗じて得た額）に、基準日以前 6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1）

基本給表	職務の級	加算割合
一般職基本給表（一）	8級 以上	100分の 20
	7級・ 6級	100分の 15
	5級・ 4級	100分の 10
	3級	100分の 5
一般職基本給表（二）	5級	100分の 10
	4級・ 3級（別に定める教職員に限る。）	100分の 5
教育職基本給表（一）	6級	100分の 20
	5級	100分の 15（別に定める教職員にあっては 100分の 20）
	4級・ 3級	100分の 10（職務の級 4級の教職員のうち別に定める教職員にあって 100分の 15）

	2級（別に定める教職員に限る。）	100分の 5
教育職基本給表（二） 教育職基本給表（三）	4級	100分の15（別に定める教職員にあっては100分の20）
	3級	100分の10
	2級（別に定める教職員に限る。）	100分の 5（別に定める教職員にあっては100分の10）
医療職基本給表（二）	6級 以上	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級・2級（別に定める教職員に限る。）	100分の 5
医療職基本給表（三）	6級 以上	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級・2級（別に定める教職員に限る。）	100分の 5

表（2）

基本給表	管理職手当職種区分	職務の級	加算割合
一般職基本給表（一）	Ⅱ種	7級 以上	100分の15
教育職基本給表（一）	I種	5級 以上	100分の25
	Ⅱ種	5級 以上	100分の15

表（3）

在 職 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月以上 6箇月未満	100分の 80
3箇月以上 5箇月未満	100分の 60
3箇月未満	100分の 30

3 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、期末手当は支払わない。

(1) 基準日に在職する教職員のうち、次に掲げる教職員

ア 無給休職者（就業規則第54条第1項第1号、第3号若しくは第4号又は第2項各号の規定に該当して休職にされている教職員のうち、賃金の支払いを受けていない教職員をいう。）

イ 刑事休職者（就業規則第54条第1項第2号の規定に該当して休職にされている教職員をいう。）

ウ 停職者（就業規則第74条第2号の規定により停職にされている教職員をいう。）

エ 就業規則第47条第1項の規定により育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員以外の教職員

オ 大学院修学休業者（国立大学法人茨城大学教育学部附属学校園研修規程（以下

「学校園研修規程」という。) 第20条第2項の規定により大学院修学休業をしている教職員をいう。)

(2) 基準日前 1月以内に退職し、又は解雇された教職員のうち、次に掲げる教職員

ア その退職し、又は解雇された日において前号に該当する教職員であった場合

イ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ウ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者(本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。)

4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不払い又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある教職員については、これを不払いとし又は一時差止とする。

(勤勉手当)

第40条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支払う。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は就業規則第83条各号に該当して解雇され、あるいは死亡した教職員(前条第3項第2号に定める教職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の教職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき基本給、基本給の調整額並びにこれらに対する地域手当の月額及び広域人事交流手当の月額の合計額に、役職段階別加算額(特定幹部教職員にあつては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の支払総額は、前出の教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額及び広域人事交流手当の月額の合計額を加算した額に100分の75(特定幹部教職員にあつては、100分の95)を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上 6箇月未満	100分の95
5箇月以上 5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上 5箇月未満	100分の80
4箇月以上 4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上 4箇月未満	100分の60
3箇月以上 3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上 3箇月未満	100分の40
2箇月以上 2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上 2箇月未満	100分の20
1箇月以上 1箇月15日未満	100分の15

15日以上	1箇月未満	100分の 10
15日未満		100分の 5
	零	0

3 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、勤勉手当は支払わない。

(1) 基準日に在職する教職員のうち、次に掲げる教職員

ア 休職者（業務上の負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病による休職者を除く。）

イ 停職者（就業規則第74条第2号の規定により停職にされている教職員をいう。）

ウ 就業規則第47条第1項の規定により育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員以外の教職員

エ 大学院修学休業者（学校園研修規程第20条第2項の規定により大学院修学休業をしている教職員をいう。）

(2) 前条第3項第2号の規定は、勤勉手当の支払いに準用する。

4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支払いに準用する。

第41条 削除

（義務教育等教員特別手当）

第42条 附属学校に勤務する副校長（幼稚園にあつては副園長）、教諭、講師及び養護教諭には、義務教育等教員特別手当を支払う。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に定める額とする。

(1) 教育職基本給表（三）の適用を受ける者 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第11に掲げる額

(2) 教育職基本給表（二）の適用を受ける者 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第12に掲げる額

(3) 幼稚園に勤務する者 その者の属する級及びその者の受ける号給に対応する別表第11に掲げる額に2分の1を乗じて得た額

（教職調整額）

第43条 義務教育を担当する教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、附属学校に所属する教員のうちその属する職務の級が教育職基本給表（二）又は教育職基本給表（三）の2級又は1級である者には、その者の基本給月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支払う。

2 附属学校に所属する教員には、第36条及び第37条の規定は、適用しない。

（休職者の賃金）

第44条 教職員が大学の業務が起因で就業規則第54条第1項第1号の事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、賃金（支払要件を欠くこととなる手当を除く。）の全額を支払う。

2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第54条第1項第1号の規定により休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、基本給、基本給の調整額、扶養手当、

地域手当、広域人事交流手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び教職調整額（以下この条において「基本給等」という。）のそれぞれ 100分の80を支払う。

- 3 教職員が前 2項以外の場合で就業規則第54条第 1項第 1号の事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1年に達するまでは、基本給等のそれぞれ 100分の80を支払う。
- 4 教職員が就業規則第54条第 1項第 2号の事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、広域人事交流手当、住居手当及び教職調整額のそれぞれ 100分の60以内を支払う。
- 5 教職員が就業規則第54条第 1項第 3号の事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等のそれぞれ 100分の 100以内を支払うことができる。
- 6 教職員が大学の業務が起因で就業規則第54条第 1項第 4号の事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等のそれぞれ 100分の 100以内を支払うことができる。
- 7 教職員が大学の業務が起因でない場合で就業規則第54条第 1項第 4号の事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等のそれぞれ 100分の70以内を支払うことができる。
- 8 教職員が就業規則第54条第 2項第 1号又は同項第 2号の事由に該当して休職したときは、その休職の期間中、基本給等のそれぞれ 100分の70以内を支払うことができる。
- 9 教職員が就業規則第54条第 2項第 4号の事由に該当して休職したときは、その休職の期間中、基本給等のそれぞれ 100分の 100以内を支払うことができる。
- 10 教職員が就業規則第54条第 2項第 3号の事由に該当して休職したときは、その休職の期間中、賃金は支払わない。
- 11 休職中の教職員には、他に別段の定めがない限り、第 1項から第 9項までに定める賃金を除くほか、他のいかなる賃金も支払わない。
- 12 第 2項、第 3項又は第 5項から第 9項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第39条第 1項に規定する基準日前 1箇月以内に退職し、又は就業規則第83条各号に該当して解雇され、あるいは死亡したときは、第 2条に定める日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支払うことができる。ただし、第39条第 3項第 2号のイ又はウに該当する教職員には期末手当又は期末特別手当は支払わない。
- 13 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当又は期末特別手当の支払いについては、第39条第 4項の規定を準用する。

（実施に関し必要な事項）

第 4 5 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 2 国立大学法人茨城大学の成立の日（以下「成立の日」という。）の前日に、給与法の行政職俸給表（一）、（二）若しくは教育職俸給表（一）、（二）、（三）又は医療職俸給表（二）、（三）並びに指定職俸給表の適用を受ける職員においては、成立の日以

降も引き続き各俸給表の適用を受けることとした場合に得られる級号俸及び次期昇給期を、一般職 基本給表（一）、（二）、教育職基本給表（一）、（二）、（三）、医療職基本給表（一）、（二）及び特別基本給表に当てはめて用いることとする。また、諸手当については、成立の日の前日に認定されていた届出については、成立の日以降も引き続き適用を受けることとして、国立大学法人茨城大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）に基づき取り扱うこととする。

- 3 特別基本給表については、成立の日に在職する工学部長及び農学部長がその職を終了するまで適用するものとする。
- 4 成立の日の前日に給与法に規定する調整手当の異動保障の適用を受ける教職員においては、成立の日から 2年の範囲内で、給与規程第28条の規定を適用し異動保障手当を支給することとする。
- 5 成立の日の前日に国家公務員等（国、特定独立行政法人（独立行政法人通則法第 2条第 2項に規定する特定独立行政法人をいう。）、地方公共団体及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第 128号）第 7条の 2第 1項に規定する公庫等の在職期間を含む。）であった者の、第39条に規定する期末手当、第40条に規定する勤勉手当及び第41条に規定する期末特別手当の在職期間における割合については、引き続き在職していたものとして取り扱うこととする。
- 6 成立の日に本学の教職員から特定独立行政法人（独立行政法人通則法第 2条第 2項に規定する特定独立行政法人をいう。）又は公庫等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第 182号）第 7条の 2第 1項に規定する法人に限る。）の職員になった者の成立の日における給与については、当該特定独立行政法人又は公庫等が負担するものとする。

附 則

この規程は、平成16年 8月 4日から施行し、平成16年 4月 1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年 2月15日から施行し、平成16年12月 1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月 1日から施行する。
- 2 平成17年12月 1日（以下「切替日」という。）の前日において国立大学法人茨城大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第 1から別表第 3までの基本給表に定める職務の級における最高の号給を超える基本給月額を受けていた教職員の切替日における基本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第 113号。以下「改正給与法」という。）附則第 2条の規定を準用する。
- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員の切替日における号給又は基本給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、改正給与法附則第 3条の規定を準用し、調整を行うことができる。
- 4 前 2項の規定の適用については、教職員が属していた職務の級及びその者が受けてい

た号給又は基本給月額、改正前の給与規程に従って定められたものでなければならぬ。

附 則

- 1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 平成18年 4月 1日（以下「切替日」という。）における特定の職務の級の切替えについては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号。以下「平成17年改正給与法」という。）附則第 6条の規定を準用する。
- 3 切替日における号給の切替えについては、平成17年改正給与法附則第 7条の規定を準用する。
- 4 切替日における職務の級における最高の号給を超える基本給月額の切替えについては、平成17年改正給与法附則第 8条の規定を準用する。
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員の新号給については、平成17年改正給与法附則第 9条を準用し、必要な調整を行うことができる。
- 6 第 2項から前項までの規定の適用については、教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は基本給月額は、改正前の国立大学法人茨城大学教職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）に従って定められたものでなければならない。
- 7 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる教職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。
- 8 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 9 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前 2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前 2項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 10 第 7項から前項までの規定により基本給を支給される教職員に関する改正後の国立大学法人茨城大学教職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第 7条第 2項、第21条第 3項、第22条第 2項、第39条第 2項、第41条第 2項及び第43条第 1項の規定の適用については、改正後の給与規程第 7条第 2項、第21条第 3項、第22条第 2項、第39条第 2項、第41条第 2項及び第43条第 1項中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と附則第 7項から第 9項までの規定による基本給の額との合計額」とする。
- 11 第13条に規定する昇給について、平成22年 3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条第 2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第13条第 3項	4号給	3号給

	3号給	2号給
	2号給	1号給

12 この規程の施行の際現に改正前の給与規程第28条の規定の適用を受けている教職員に対する当該適用に係る地域手当の支給に関する改正後の給与規程第29条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第1項	地域手当（これに相当する手当を含む。）	調整手当（これに相当する手当を含む。）
	地域手当を支給されていた	異動保障手当を支給されていた
	地域手当を支給する	異動保障手当を支給する
第2項	地域手当	異動保障手当

13 この規程の施行の際現に改正前の給与規程第29条第3項の規定の適用を受けている教職員に対する当該適用に係る地域手当の支給に関する改正後の給与規程第29条の規定の適用については、前項の規定を準用する。

14 第21条の規定により基本給の調整額を受ける教職員（次項において「基本給の調整額適用教職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、改正後の給与規程第21条第3項の規定による基本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を基本給の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

15 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き基本給の調整額適用教職員（第3号に該当する教職員を除く。）である教職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに基本給の調整額適用教職員となった教職員（次号に該当する教職員及び施行日以後に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。）
施行日の前日に新たに基本給の調整額適用教職員になったとした場合に改正前の給与規程により同日にその者に適用されることとなる基本給表、職務の級及び号給を基礎として改正前の給与規程第21条を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員（施行日以後に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に

該当することとなった場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに基本給の調整額適用教職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに基本給の調整額適用教職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる基本給表、職務の級及び号給を基礎として改正前の給与規程第21条を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 基本給表の適用を異にする異動をした場合

イ 第8項に規定する教職員のうち、切替日以降に次に掲げる場合に該当することとなった場合

①初任給基準異動をした場合

②基準級より下位の職務の級に降格をした場合

③切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

- (4) 施行日以後に教職員退職金規程第9条第1項に規定する国家公務員等及び同規程第9条の2に規定する他の国立大学法人等の職員であつた者から人事交流等により新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員 当該教職員が施行日の前日に基本給の適用を受ける教職員であつたものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

附 則

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人茨城大学教職員賃金規程第28条以外の規定は平成19年1月1日から適用する。
- 2 平成19年1月1日における特定職員の昇給の号給数は、第13条の4の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとし、Aの昇給区分は適用しない。

昇給区分		A	B	C	D	E
昇給号給数	55歳未満の者	/	3号給	1号給	0	0
	55歳以上の者	/	1号給	0	0	0

- 3 平成19年1月1日における一般職員の昇給区分及び昇給の号給数は、第13条の4の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとし、昇給区分ごとの昇給基準は、別に定める教職員昇給基準による。

昇給区分		勤務成績が特に良好な者	勤務成績が良好な者	勤務成績が良好であると認められない者
昇給号給数	55歳未満の者	3号給	2号給	1号給又は0
	55歳以上の者	1号給	0	0

- 4 前項に定める「勤務成績が特に良好な者」の昇給区分に決定する一般職員の総数に占

める数の割合は、第13条の6の規定にかかわらず100分の30とする。

附 則

- この規程は、平成20年3月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の国立大学法人茨城大学教職員賃金規程第40条の規定は平成19年11月30日から適用する。
- 平成20年1月1日、平成21年1月1日、平成22年1月1日における昇給の号給数は、第13条の4の規定にかかわらず、次表に掲げるとおりとする。

昇 給 区 分		A	B	C	D	E	
昇 給	特定職員	55歳未満の者	7号給以上	5号給	2号給	1号給	0
		55歳以上の者	3号給以上	2号給	1号給	0	0
号 給 数	一般職員	55歳未満の者	7号給以上	5号給	3号給	1号給	0
		55歳以上の者	3号給以上	2号給	1号給	0	0

- 平成19年4月1日から一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成19年法律第118号。以下「平成19年改正給与法」という。）の施行日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する級又はその受ける号給に異動のあった教職員の号給については、平成19年改正給与法附則第2条の規定を準用する。
- 平成19年改正給与法の施行日から平成20年3月31日までの間において、新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する級又はその受ける号給に異動のあった教職員の当該適用又は異動の日における号給については、平成19年改正給与法附則第3条の規定を準用し、必要な調整を行うことができる。
- 第29条の2の規定は、職員が、平成16年4月2日からこの規程の適用の日の前日までの間に当該異動をした場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から3年を経過するまでの間、支払う。」とあるのは、「平成16年4月2日からこの規程の適用の日の前日までの間の当該職員の異動後の期間を3年から差引いた残りの期間について、平成19年4月1日から支払う。」とする。なお、その期間に1月未満の期間がある場合は、1月として取り扱う。
- 第29条の2に定める広域人事交流手当は、支払われることとなる広域人事交流手当の割合から、第28条及び第29条に掲げる地域手当の割合を減じた割合とする。この場合において、当該広域人事交流手当の割合が当該地域手当の割合以下であるときは、広域人事交流手当は、支払われない。
- この規程により広域人事交流手当が支払われることとなる場合の地域手当の月額に、1円未満の端数が生じた場合は、第9条の規定にかかわらずこれを1円に切り上げる。
ただし、改正後の規定による基本給月額、管理職手当額及び扶養手当額が増額となる場合は、この規定は適用しない。
- 前項の規定は、第39条及び第40条に規定する地域手当にも適用する。
- 平成19年12月に支払われる勤勉手当の支払総額は、改正後の第40条第2項の規定にか

かわらず、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額及び広域人事交流手当の月額の合計額を加算した額に100分の77.5（特定幹部職員にあつては、100分の97.5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

附 則

- 1 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き管理職手当を支払われることとなる教職員のうち、第22条第 2項に規定する管理職手当の月額が次項に掲げる経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支払う。
 - (1) 平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで 100分の 100
 - (2) 平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで 100分の 75
 - (3) 平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで 100分の 50
 - (4) 平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで 100分の 25
- 3 前項に掲げる経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 適用日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける教職員（以下「同一基本給表適用教職員」という。）であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外の者のうち、職務区分に異動のない教職員
同日にその者が受けていた管理職手当月額
 - (2) 同一基本給表適用教職員であつて、適用日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外の者のうち、同日に受けていた職務区分より下位の職務区分に異動した教職員
同日に下位の職務区分を適用した場合に受けることとなる管理職手当月額
- 4 適用日の前日まで管理職手当を支払われていた教職員で、引き続き職務区分が変わらずに改正後の第22条の 2の規定により職務付加手当が支払われることとなる教職員については、第 2項及び第 3項に定める管理職手当を職務付加手当と読み替えて適用する。
- 5 改正前の第39条第 2項表（2）に掲げる管理職手当区分により管理職加算額を支払われていた教職員については、引き続き同職種に在職する期間は、改正前の規定を適用した場合に得られる管理職加算額相当額を支払う。

別表第1 一般職基本給表(第11条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
25	172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
27	175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
28	177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
29	178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
30	180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
31	182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
32	184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
33	185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
34	187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
35	188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
36	190,300	247,100	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
37	191,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
38	192,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
39	194,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
40	195,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	
41	196,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600	
42	198,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200		
43	199,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000		
44	200,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800		
45	202,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600		
46	203,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100			
47	204,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900			
48	205,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700			
49	207,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300			
50	208,200	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100			
51	209,300	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900			
52	210,400	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700			
53	211,600	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300			
54	212,600	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100			
55	213,600	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900			
56	214,600	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700			
57	215,600	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300			

58	216,600	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100
59	217,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900
60	218,600	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700
61	219,600	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300
62	220,600	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200	
63	221,600	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900	
64	222,600	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600	
65	223,400	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100	
66	224,400	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800	
67	225,400	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500	
68	226,500	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200	
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700	
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400	
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100	
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800	
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300	
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000	
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700	
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400	
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900	
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200		
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900		
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600		
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100		
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800		
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500		
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200		
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700		
86	240,100	296,400	345,300	386,800			
87	240,800	296,800	345,800	387,400			
88	241,500	297,200	346,300	388,000			
89	242,300	297,500	346,700	388,700			
90	242,800	297,900	347,200	389,300			
91	243,300	298,300	347,700	389,900			
92	243,800	298,700	348,200	390,500			
93	244,100	298,900	348,500	391,200			
94		299,300	349,000				
95		299,700	349,500				
96		300,100	350,000				
97		300,300	350,300				
98		300,700	350,800				
99		301,100	351,300				
100		301,500	351,800				
101		301,700	352,100				
102		302,100	352,500				
103		302,500	352,900				
104		302,900	353,300				
105		303,100	353,800				
106		303,500	354,200				
107		303,900	354,600				
108		304,300	355,000				
109		304,500	355,500				
110		304,900	355,900				
111		305,300	356,300				
112		305,700	356,700				
113		305,900	357,200				
114		306,300					
115		306,700					
116		307,100					
117		307,300					
118		307,600					
119		307,900					

120		308,200							
121		308,600							
122		308,900							
123		309,200							
124		309,500							
125		309,900							

備考 この表は、他の基本給表の適用を受けないすべての教職員に適用する。

イ 一般職基本給表（二）

職務の級 号	1 級 給	2 級	3 級	4 級	5 級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	121,600	172,600	194,800	247,700	279,700
2	122,500	174,100	196,200	249,100	281,600
3	123,500	175,600	197,600	250,500	283,500
4	124,400	177,100	199,000	251,900	285,400
5	125,400	178,500	200,500	253,100	287,300
6	126,400	180,000	202,000	254,400	289,200
7	127,400	181,500	203,500	255,700	291,100
8	128,400	183,000	205,000	257,000	293,000
9	129,200	184,500	206,500	258,100	294,700
10	130,200	185,700	208,100	259,400	296,500
11	131,200	187,000	209,700	260,700	298,300
12	132,300	188,300	211,300	262,000	300,100
13	133,100	189,700	212,700	263,100	301,700
14	134,100	190,800	214,400	264,300	303,400
15	135,100	192,000	216,100	265,500	305,100
16	136,100	193,200	217,800	266,700	306,800
17	137,200	194,400	219,300	267,900	308,400
18	138,400	195,600	220,500	269,100	310,100
19	139,600	196,700	221,700	270,300	311,800
20	140,800	197,800	222,900	271,500	313,500
21	141,900	198,800	224,200	272,500	315,000
22	143,100	200,000	225,800	273,600	316,500
23	144,300	201,200	227,400	274,700	318,000
24	145,500	202,400	229,000	275,800	319,500
25	146,700	203,600	230,700	276,900	321,100
26	148,200	204,900	232,200	278,000	322,600
27	149,700	206,200	233,700	279,100	324,100
28	151,200	207,500	235,200	280,200	325,600
29	152,600	208,800	236,600	281,300	327,200
30	154,100	210,100	238,000	282,400	328,500
31	155,600	211,400	239,400	283,500	329,800
32	157,100	212,700	240,800	284,600	331,100
33	158,600	213,800	242,100	285,500	332,400
34	160,400	215,200	243,500	286,600	333,700
35	162,200	216,600	244,900	287,700	335,000
36	164,000	218,000	246,300	288,800	336,300
37	165,800	219,200	247,600	289,700	337,600
38	167,500	220,500	249,000	290,700	338,900
39	169,200	221,800	250,400	291,700	340,200
40	170,900	223,100	251,800	292,700	341,500
41	172,500	224,200	253,000	293,600	342,700
42	173,900	225,400	254,300	294,600	343,900
43	175,300	226,600	255,600	295,600	345,100
44	176,700	227,800	256,900	296,600	346,300
45	178,200	229,000	258,000	297,400	347,400
46	179,600	230,200	259,200	298,300	348,500
47	181,000	231,400	260,400	299,200	349,600

48	182,400	232,600	261,600	300,100	350,700
49	183,700	233,800	262,900	301,000	351,900
50	184,900	235,000	264,100	301,900	352,900
51	186,100	236,200	265,300	302,800	353,900
52	187,300	237,400	266,500	303,700	354,900
53	188,400	238,600	267,600	304,500	355,900
54	189,500	239,600	268,800	305,300	356,800
55	190,600	240,600	270,000	306,100	357,700
56	191,700	241,600	271,200	306,900	358,600
57	192,800	242,700	272,200	307,700	359,500
58	193,900	243,700	273,300	308,500	360,400
59	195,000	244,700	274,400	309,300	361,300
60	196,100	245,700	275,500	310,100	362,200
61	197,200	246,700	276,600	310,700	363,100
62	198,100	247,600	277,700	311,400	364,000
63	199,000	248,500	278,800	312,100	364,900
64	199,900	249,400	279,900	312,800	365,800
65	200,600	250,400	281,000	313,500	366,500
66	201,400	251,200	281,900	314,100	367,100
67	202,200	252,000	282,800	314,700	367,700
68	203,000	252,800	283,700	315,300	368,300
69	203,800	253,600	284,600	316,000	368,800
70	204,400	254,200	285,400	316,500	
71	205,000	254,800	286,200	317,000	
72	205,600	255,400	287,000	317,500	
73	206,300	255,900	287,900	317,800	
74	207,000	256,400	288,700	318,300	
75	207,700	256,900	289,500	318,800	
76	208,500	257,400	290,300	319,300	
77	208,900	258,000	291,100	319,600	
78	209,600	258,500	291,700	320,000	
79	210,300	259,000	292,300	320,400	
80	211,000	259,500	292,900	320,800	
81	211,700	259,900	293,400	321,300	
82	212,400	260,200	294,000	321,700	
83	213,100	260,500	294,600	322,100	
84	213,800	260,800	295,200	322,500	
85	214,500	261,200	295,700	322,900	
86	215,200	261,600	296,300	323,300	
87	215,900	262,000	296,900	323,700	
88	216,600	262,400	297,500	324,100	
89	217,200	262,600	297,900	324,400	
90	217,800	263,000	298,400	324,800	
91	218,400	263,400	298,900	325,200	
92	219,000	263,800	299,400	325,600	
93	219,500	264,200	299,900	325,900	
94	220,000	264,600	300,400	326,300	
95	220,500	265,000	300,900	326,700	
96	221,000	265,400	301,400	327,100	
97	221,600	265,600	301,800	327,400	
98	222,100	265,900	302,300	327,800	
99	222,600	266,200	302,800	328,200	
100	223,100	266,500	303,300	328,600	
101	223,700	266,900	303,700	328,900	
102	224,300	267,200	304,100		
103	224,900	267,500	304,500		
104	225,500	267,800	304,900		
105	225,900	268,100	305,300		
106	226,400	268,400	305,700		
107	226,900	268,700	306,100		
108	227,400	269,000	306,500		
109	227,800	269,300	306,900		

110	228,300	269,600	307,300		
111	228,800	269,900	307,700		
112	229,300	270,200	308,100		
113	229,800	270,500	308,400		
114	230,300	270,800	308,800		
115	230,800	271,100	309,200		
116	231,300	271,400	309,600		
117	231,700	271,700	309,900		
118	232,100	272,000	310,300		
119	232,500	272,300	310,700		
120	232,900	272,600	311,100		
121	233,300	272,800	311,400		
122		273,100	311,800		
123		273,400	312,200		
124		273,700	312,600		
125		273,800	312,800		
126		274,100	313,200		
127		274,400	313,600		
128		274,700	314,000		
129		274,800	314,200		
130		275,100	314,600		
131		275,400	315,000		
132		275,700	315,400		
133		275,800	315,600		
134		276,100			
135		276,400			
136		276,700			
137		276,800			

備考 この表は、自動車運転手、営繕手、教務・実験助手に適用する。

別表第2 教育職基本給表（第11条関係）

ア 教育職基本給表（一）

職務の級 号 給	1 級 基本給月額	2 級 基本給月額	3 級 基本給月額	4 級 基本給月額	5 級 基本給月額	6 級 基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	162,200	204,600	265,400	317,000	409,100	547,400
2	164,300	206,800	268,500	320,500	411,600	550,600
3	166,300	209,000	271,600	324,000	414,100	553,800
4	168,300	211,200	274,700	327,500	416,600	557,000
5	170,300	213,300	277,800	331,100	419,200	560,200
6	172,800	215,500	280,600	334,600	421,700	562,700
7	175,300	217,700	283,400	338,100	424,200	565,200
8	177,800	219,900	286,100	341,600	426,700	567,700
9	180,300	222,200	288,900	345,200	429,000	570,200
10	183,100	224,600	291,800	348,500	431,500	572,100
11	185,800	227,000	294,700	351,800	434,000	574,000
12	188,500	229,400	297,600	355,100	436,500	575,900
13	191,200	231,700	300,400	358,400	438,800	577,700
14	193,100	234,100	303,000	361,000	441,200	579,200
15	195,000	236,500	305,600	363,600	443,600	580,700
16	196,900	238,900	308,200	366,200	446,000	582,200
17	198,900	241,100	310,700	368,900	448,500	583,700
18	200,700	244,200	313,500	371,200	450,900	584,700
19	202,500	247,300	316,300	373,500	453,300	585,700
20	204,300	250,400	319,100	375,800	455,700	586,700
21	206,100	253,500	321,700	378,000	458,200	587,800
22	208,000	256,600	324,500	380,100	460,600	
23	209,900	259,700	327,300	382,200	463,000	
24	211,800	262,800	330,100	384,300	465,400	
25	213,800	265,800	332,700	386,300	467,900	

26	215,900	268,800	335,200	388,200	470,300
27	218,000	271,800	337,700	390,100	472,700
28	220,100	274,800	340,200	392,000	475,100
29	222,100	277,800	342,600	394,000	477,500
30	224,400	280,500	344,800	395,800	479,900
31	226,700	283,200	347,000	397,600	482,300
32	229,000	285,900	349,200	399,400	484,700
33	231,400	288,700	351,500	401,300	487,100
34	233,300	291,600	353,800	403,100	489,400
35	235,200	294,500	356,100	404,900	491,700
36	237,100	297,400	358,400	406,700	494,000
37	239,000	300,300	360,500	408,300	496,300
38	241,100	302,600	362,600	410,000	498,300
39	243,100	304,900	364,700	411,700	500,300
40	245,100	307,200	366,800	413,400	502,300
41	247,200	309,400	368,800	415,100	504,400
42	249,100	310,600	370,700	416,800	506,300
43	251,000	311,800	372,600	418,500	508,200
44	252,900	313,000	374,500	420,200	510,100
45	254,700	314,100	376,500	421,700	512,100
46	256,600	315,300	378,300	423,300	514,000
47	258,500	316,500	380,100	424,900	515,900
48	260,400	317,700	381,900	426,500	517,800
49	262,200	318,700	383,800	428,100	519,800
50	263,500	319,800	385,600	429,400	521,700
51	264,800	320,900	387,400	430,700	523,600
52	266,100	322,000	389,200	432,000	525,500
53	267,200	323,200	390,800	433,200	527,500
54	268,400	324,300	392,400	434,300	529,200
55	269,500	325,400	394,000	435,400	530,900
56	270,600	326,500	395,600	436,500	532,600
57	271,800	327,600	397,000	437,700	534,400
58	273,000	328,700	398,500	438,800	535,700
59	274,200	329,800	400,000	439,900	537,000
60	275,400	330,900	401,500	441,000	538,300
61	276,400	332,000	402,900	442,100	539,600
62	277,500	333,100	404,400	443,200	540,600
63	278,600	334,200	405,900	444,300	541,600
64	279,700	335,300	407,400	445,400	542,600
65	280,700	336,300	408,800	446,400	543,400
66	281,800	337,400	410,000	447,400	544,300
67	282,900	338,500	411,200	448,400	545,200
68	284,000	339,600	412,400	449,400	546,100
69	285,000	340,600	413,600	450,500	547,000
70	286,100	341,700	414,600	451,500	547,900
71	287,200	342,800	415,600	452,500	548,800
72	288,300	343,900	416,600	453,500	549,700
73	289,200	344,800	417,600	454,600	550,600
74	290,300	345,800	418,500	455,600	551,500
75	291,400	346,800	419,400	456,600	552,400
76	292,500	347,800	420,300	457,600	553,300
77	293,400	348,900	421,000	458,600	554,200
78	294,400	349,900	421,600	459,300	555,100
79	295,400	350,900	422,200	460,000	556,000
80	296,400	351,900	422,800	460,700	556,900
81	297,500	352,900	423,400	461,500	557,800
82	298,400	353,900	424,000	462,200	
83	299,300	354,900	424,600	462,900	
84	300,200	355,900	425,200	463,600	
85	301,100	356,800	425,700	464,100	
86	302,000	357,500	426,300	464,800	
87	302,900	358,200	426,900	465,500	

88	303,800	358,900	427,500	466,200
89	304,600	359,700	428,000	466,700
90	305,300	360,300	428,600	467,400
91	306,000	360,900	429,200	468,100
92	306,700	361,500	429,800	468,800
93	307,400	362,100	430,200	469,300
94	308,000	362,600	430,700	470,000
95	308,600	363,100	431,200	470,700
96	309,200	363,600	431,700	471,400
97	309,900	364,200	432,300	471,900
98	310,500	364,700	432,800	472,600
99	311,100	365,200	433,300	473,300
100	311,700	365,700	433,800	474,000
101	312,300	366,300	434,400	474,500
102	312,800	366,800	434,900	
103	313,300	367,300	435,400	
104	313,800	367,800	435,900	
105	314,300	368,400	436,500	
106	314,700	368,900	437,000	
107	315,100	369,400	437,500	
108	315,500	369,900	438,000	
109	315,900	370,500	438,600	
110	316,300	371,000	439,100	
111	316,700	371,500	439,600	
112	317,100	372,000	440,100	
113	317,400	372,600	440,700	
114	317,800	373,100	441,200	
115	318,200	373,600	441,700	
116	318,600	374,100	442,200	
117	318,900	374,600	442,800	
118	319,300	375,100		
119	319,700	375,600		
120	320,100	376,100		
121	320,400	376,600		
122	320,800	377,100		
123	321,200	377,600		
124	321,600	378,100		
125	321,800	378,600		
126	322,200	379,100		
127	322,600	379,600		
128	323,000	380,100		
129	323,200	380,600		
130	323,600	381,100		
131	324,000	381,600		
132	324,400	382,100		
133	324,600	382,600		
134	325,000	383,100		
135	325,400	383,600		
136	325,800	384,100		
137	326,000	384,600		
138	326,300	385,100		
139	326,600	385,600		
140	326,900	386,100		
141	327,300	386,600		
142	327,600			
143	327,900			
144	328,200			
145	328,600			
146	328,900			
147	329,200			
148	329,500			
149	329,900			

150	330,200				
151	330,500				
152	330,800				
153	331,200				
154	331,500				
155	331,800				
156	332,100				
157	332,500				

備考 この表は、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）、助教、助手及び教務職員に適用する。

イ 教育職基本給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	148,800	192,800	331,500	424,900
2	150,300	194,500	333,800	426,800
3	151,800	196,200	336,100	428,700
4	153,300	197,900	338,400	430,600
5	154,900	199,700	340,700	432,500
6	156,800	201,400	343,000	434,400
7	158,600	203,100	345,300	436,300
8	160,400	204,800	347,600	438,200
9	162,200	206,600	349,800	440,000
10	164,300	208,500	352,000	441,900
11	166,300	210,400	354,200	443,800
12	168,300	212,300	356,400	445,700
13	170,300	214,000	358,600	447,500
14	172,500	216,000	360,700	449,400
15	174,700	218,000	362,800	451,300
16	176,900	220,000	364,900	453,200
17	179,200	221,900	366,900	455,000
18	181,800	224,600	368,900	456,900
19	184,300	227,300	370,900	458,800
20	186,800	230,000	372,900	460,700
21	189,300	232,800	375,000	462,500
22	191,000	235,700	377,000	464,400
23	192,700	238,600	379,000	466,300
24	194,400	241,500	381,000	468,200
25	195,900	244,300	382,900	470,000
26	197,600	247,100	384,900	471,700
27	199,300	249,900	386,900	473,400
28	201,000	252,700	388,900	475,100
29	202,500	255,500	390,800	476,900
30	204,200	258,100	392,800	478,600
31	205,900	260,700	394,800	480,300
32	207,600	263,300	396,800	482,000
33	209,200	265,900	398,700	483,700
34	211,000	268,500	400,500	484,700
35	212,800	271,100	402,300	485,700
36	214,600	273,700	404,100	486,700
37	216,300	276,300	405,700	487,800
38	218,100	278,900	407,300	
39	219,900	281,500	408,900	
40	221,700	284,100	410,500	
41	223,600	286,600	412,200	
42	225,400	289,200	413,800	
43	227,200	291,700	415,400	
44	229,000	294,200	417,000	
45	230,900	296,500	418,700	
46	232,600	299,200	420,300	

47	234,300	301,900	421,900
48	236,000	304,600	423,500
49	237,600	307,100	425,200
50	239,300	309,600	426,800
51	241,000	312,100	428,400
52	242,700	314,600	430,000
53	244,300	317,000	431,700
54	246,000	319,200	433,300
55	247,700	321,400	434,900
56	249,400	323,600	436,500
57	251,000	325,900	438,200
58	252,600	328,100	439,800
59	254,200	330,300	441,400
60	255,800	332,500	443,000
61	257,400	334,700	444,700
62	259,000	336,900	446,300
63	260,600	339,100	447,900
64	262,100	341,300	449,500
65	263,600	343,500	451,200
66	265,300	345,700	452,800
67	267,000	347,900	454,400
68	268,700	350,100	456,000
69	270,200	352,100	457,600
70	271,700	354,200	459,200
71	273,200	356,300	460,800
72	274,700	358,400	462,400
73	276,000	360,400	463,900
74	277,400	362,400	464,900
75	278,800	364,400	465,900
76	280,200	366,400	466,900
77	281,600	368,400	467,700
78	282,800	370,100	
79	284,000	371,800	
80	285,200	373,500	
81	286,500	375,200	
82	287,700	376,700	
83	288,900	378,200	
84	290,100	379,700	
85	291,400	381,200	
86	292,600	382,700	
87	293,800	384,200	
88	295,000	385,700	
89	296,200	387,200	
90	297,400	388,600	
91	298,600	390,000	
92	299,800	391,400	
93	300,800	392,900	
94	302,000	394,200	
95	303,200	395,500	
96	304,400	396,800	
97	305,400	398,200	
98	306,500	399,300	
99	307,600	400,400	
100	308,700	401,500	
101	309,600	402,600	
102	310,700	403,700	
103	311,800	404,800	
104	312,900	405,900	
105	313,800	406,800	
106	314,700	407,800	
107	315,600	408,800	
108	316,500	409,800	

109	317,500	410,700	
110	318,100	411,600	
111	318,700	412,500	
112	319,300	413,400	
113	320,000	414,100	
114	320,500	414,900	
115	321,000	415,700	
116	321,500	416,500	
117	322,100	417,300	
118	322,600	418,100	
119	323,100	418,900	
120	323,600	419,700	
121	324,200	420,500	
122	324,700	421,000	
123	325,200	421,500	
124	325,700	422,000	
125	326,300	422,400	
126	326,700	422,900	
127	327,100	423,400	
128	327,500	423,900	
129	327,800	424,300	
130	328,200	424,800	
131	328,600	425,300	
132	329,000	425,800	
133	329,200	426,200	
134	329,500	426,700	
135	329,800	427,200	
136	330,100	427,700	
137	330,500	428,100	
138	330,800		
139	331,100		
140	331,400		
141	331,700		
142	332,000		
143	332,300		
144	332,600		
145	332,900		
146	333,200		
147	333,500		
148	333,800		
149	334,000		
150	334,300		
151	334,600		
152	334,900		
153	335,100		

備考 (1) この表は、附属特別支援学校の副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務する者に限る。）に適用する。

(2) この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である者の基本給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職基本給表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	148,800	164,400	286,300	414,500
2	150,300	166,500	289,400	416,100
3	151,800	168,600	292,500	417,700
4	153,300	170,800	295,600	419,300
5	154,900	172,800	298,400	421,000
6	156,800	175,000	301,500	422,600

7	158,600	177,200	304,600	424,200
8	160,400	179,400	307,700	425,800
9	162,200	181,700	310,700	427,300
10	164,300	184,500	313,600	428,700
11	166,300	187,200	316,500	430,100
12	168,300	189,900	319,400	431,500
13	170,300	192,800	322,300	432,900
14	172,500	194,500	324,600	434,300
15	174,700	196,200	326,900	435,700
16	176,900	197,900	329,200	437,100
17	179,200	199,700	331,500	438,400
18	181,800	201,400	333,800	439,800
19	184,300	203,100	336,100	441,200
20	186,800	204,800	338,400	442,600
21	189,300	206,600	340,700	443,900
22	191,000	208,500	343,000	445,300
23	192,700	210,400	345,300	446,700
24	194,400	212,300	347,600	448,100
25	195,900	214,000	349,800	449,400
26	197,500	216,000	351,700	450,700
27	199,100	218,000	353,600	452,000
28	200,700	220,000	355,500	453,300
29	202,400	221,900	357,400	454,600
30	204,100	224,600	359,300	455,800
31	205,800	227,300	361,200	457,000
32	207,500	230,000	363,100	458,200
33	209,000	232,800	364,900	459,400
34	210,700	235,700	366,700	460,300
35	212,400	238,600	368,500	461,200
36	214,100	241,500	370,300	462,100
37	215,700	244,300	372,200	463,000
38	217,400	247,100	373,800	
39	219,100	249,900	375,400	
40	220,800	252,700	377,000	
41	222,600	255,500	378,700	
42	224,400	258,100	380,300	
43	226,200	260,700	381,900	
44	228,000	263,300	383,500	
45	229,900	265,900	385,100	
46	231,600	268,500	386,700	
47	233,300	271,100	388,300	
48	235,000	273,700	389,900	
49	236,700	276,300	391,400	
50	238,400	278,900	392,900	
51	240,100	281,500	394,400	
52	241,800	284,100	395,900	
53	243,300	286,600	397,500	
54	245,000	289,200	398,900	
55	246,700	291,700	400,300	
56	248,400	294,200	401,700	
57	250,000	296,500	403,200	
58	251,500	299,200	404,600	
59	253,000	301,900	406,000	
60	254,500	304,600	407,400	
61	256,100	307,100	408,700	
62	257,600	309,600	410,100	
63	259,100	312,100	411,500	
64	260,500	314,600	412,900	
65	261,800	317,000	414,100	
66	263,400	319,200	415,300	
67	265,000	321,400	416,500	
68	266,600	323,600	417,700	

69	268,300	325,900	418,800
70	269,800	328,100	420,000
71	271,300	330,300	421,200
72	272,800	332,500	422,400
73	274,100	334,700	423,400
74	275,400	336,900	424,200
75	276,700	339,100	425,000
76	278,000	341,300	425,800
77	279,400	343,300	426,700
78	280,600	345,200	427,500
79	281,800	347,100	428,300
80	283,000	349,000	429,100
81	284,300	350,800	429,900
82	285,500	352,600	430,600
83	286,700	354,400	431,300
84	287,900	356,200	432,000
85	289,000	357,900	432,700
86	290,000	359,600	433,400
87	291,000	361,300	434,100
88	292,000	363,000	434,800
89	293,100	364,700	435,500
90	294,000	366,100	436,200
91	294,900	367,500	436,900
92	295,800	368,900	437,600
93	296,500	370,400	438,100
94	297,300	371,700	
95	298,100	373,000	
96	298,900	374,300	
97	299,800	375,700	
98	300,600	376,800	
99	301,400	377,900	
100	302,200	379,000	
101	303,100	380,200	
102	303,600	381,300	
103	304,100	382,400	
104	304,600	383,500	
105	305,100	384,500	
106	305,500	385,500	
107	305,900	386,500	
108	306,300	387,500	
109	306,500	388,400	
110	306,900	389,400	
111	307,300	390,400	
112	307,700	391,400	
113	307,900	392,200	
114	308,200	393,100	
115	308,500	394,000	
116	308,800	394,900	
117	309,100	395,900	
118	309,400	396,700	
119	309,700	397,500	
120	310,000	398,300	
121	310,200	399,100	
122	310,500	399,900	
123	310,800	400,700	
124	311,100	401,500	
125	311,300	402,200	
126		402,900	
127		403,600	
128		404,300	
129		405,100	
130		405,800	

131	406,500
132	407,200
133	407,700
134	408,300
135	408,900
136	409,500
137	409,900
138	410,500
139	411,100
140	411,700
141	412,100
142	412,700
143	413,300
144	413,900
145	414,300
146	414,900
147	415,500
148	416,100
149	416,500

備考(1) この表は、附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校の副校長（幼稚園にあつては副園長）、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務する者に限る。）に適用する。

(2) この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である者の基本給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職基本給表（第11条関係）

ア 医療職基本給表（二）

職務の級 号	1 級 基本給月額 円	2 級 基本給月額 円	3 級 基本給月額 円	4 級 基本給月額 円	5 級 基本給月額 円	6 級 基本給月額 円	7 級 基本給月額 円	8 級 基本給月額 円
1	140,300	178,200	213,600	241,900	280,200	329,200	376,900	446,800
2	141,700	179,800	215,200	243,500	282,400	331,400	379,600	449,400
3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,600	333,600	382,300	452,000
4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,800	335,800	385,000	454,600
5	145,700	184,500	220,000	248,300	289,000	338,000	387,600	457,200
6	147,500	186,100	221,700	249,900	291,200	340,200	390,300	459,800
7	149,200	187,700	223,400	251,500	293,400	342,400	393,000	462,400
8	150,900	189,300	225,100	253,100	295,600	344,600	395,700	465,000
9	152,600	190,900	226,800	254,700	297,700	346,600	398,300	467,700
10	154,300	192,600	228,600	256,300	299,900	348,800	400,800	470,300
11	156,000	194,300	230,400	257,800	302,100	351,000	403,300	472,900
12	157,800	196,000	232,100	259,300	304,300	353,200	405,800	475,500
13	159,300	197,600	233,900	260,800	306,600	355,200	408,100	478,100
14	161,200	199,200	235,500	262,700	308,700	357,300	410,300	479,600
15	163,200	200,800	237,100	264,600	310,800	359,400	412,500	481,100
16	165,100	202,400	238,700	266,500	312,900	361,500	414,700	482,600
17	167,000	204,000	240,300	268,200	315,100	363,500	416,800	484,200
18	168,900	205,700	241,900	270,100	317,200	365,600	418,900	485,700
19	170,800	207,400	243,500	272,000	319,300	367,700	421,000	487,200
20	172,700	209,100	245,100	273,900	321,400	369,800	423,100	488,700
21	174,600	210,600	246,700	275,700	323,600	371,700	425,000	490,300
22	176,100	212,200	248,300	277,600	325,600	373,800	426,600	491,800
23	177,600	213,800	249,800	279,500	327,600	375,900	428,200	493,300
24	179,100	215,400	251,300	281,400	329,600	378,000	429,800	494,800
25	180,700	217,000	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400	496,400
26	182,200	218,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700	497,900
27	183,700	220,200	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000	499,400
28	185,200	221,800	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300	500,900
29	186,800	223,400	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700	502,500

30	188,100	225,100	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000	503,700
31	189,400	226,800	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300	504,900
32	190,700	228,500	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600	506,100
33	192,100	230,300	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000	507,400
34	193,500	231,900	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300	508,400
35	194,900	233,500	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600	509,400
36	196,300	235,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900	510,400
37	197,500	236,800	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300	511,400
38	198,800	238,400	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100	
39	200,100	240,000	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900	
40	201,400	241,600	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700	
41	202,600	243,100	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300	
42	203,800	244,600	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100	
43	205,000	246,100	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900	
44	206,200	247,600	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700	
45	207,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300	
46	208,600	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100	
47	209,700	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900	
48	210,800	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700	
49	211,900	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300	
50	212,900	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100	
51	213,900	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900	
52	214,900	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700	
53	215,900	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300	
54	216,900	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500		
55	217,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200		
56	218,900	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900		
57	219,900	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500		
58	220,800	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200		
59	221,700	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900		
60	222,600	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600		
61	223,600	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100		
62	224,600	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800		
63	225,600	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500		
64	226,700	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200		
65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700		
66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100			
67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800			
68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500			
69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000			
70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600			
71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200			
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800			
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500			
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100			
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700			
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300			
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000			
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600			
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200			
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800			
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500			
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100			
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700			
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300			
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000			
86		293,100	330,600	352,700				
87		293,400	331,000	353,100				
88		293,700	331,400	353,500				
89		294,100	331,900	354,000				
90		294,400	332,300	354,400				
91		294,700	332,700	354,800				

92		295,000	333,100	355,200			
93		295,400	333,600	355,700			
94		295,700	334,000	356,100			
95		296,000	334,400	356,500			
96		296,300	334,800	356,900			
97		296,700	335,000	357,400			
98		297,000	335,400	357,800			
99		297,300	335,800	358,200			
100		297,600	336,200	358,600			
101		298,000	336,400	359,100			
102		298,300	336,800	359,500			
103		298,600	337,200	359,900			
104		298,900	337,600	360,300			
105		299,200	337,800	360,800			
106			338,200				
107			338,600				
108			339,000				
109			339,200				
110			339,600				
111			340,000				
112			340,400				
113			340,600				
備考 この表は、栄養士に適用する。							

イ 医療職基本給表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700	286,100	332,700	380,100
2	154,700	182,600	231,100	255,900	288,100	334,900	382,800
3	156,200	184,700	232,900	257,200	290,100	337,100	385,500
4	157,600	186,800	234,700	258,500	292,100	339,300	388,200
5	159,000	188,900	236,300	259,800	293,900	341,500	390,800
6	160,500	191,300	237,800	261,200	295,800	343,700	393,300
7	162,000	193,600	239,300	262,600	297,700	345,900	395,800
8	163,500	195,900	240,800	264,000	299,600	348,100	398,300
9	164,800	198,300	242,200	265,500	301,600	350,100	400,700
10	166,500	199,700	243,600	266,900	303,500	352,200	403,100
11	168,100	201,100	245,000	268,500	305,400	354,300	405,500
12	169,700	202,500	246,400	270,100	307,300	356,400	407,900
13	171,200	203,900	247,700	271,700	309,100	358,600	410,300
14	173,200	205,400	249,000	273,300	310,900	360,700	412,500
15	175,200	206,900	250,300	274,900	312,700	362,800	414,700
16	177,200	208,400	251,600	276,500	314,500	364,900	416,900
17	179,400	209,800	252,800	278,100	316,400	367,100	419,000
18	181,500	211,300	254,200	279,600	318,100	369,200	421,200
19	183,600	212,800	255,600	281,100	319,800	371,300	423,400
20	185,700	214,300	256,900	282,600	321,500	373,400	425,600
21	187,800	215,700	258,200	284,200	323,200	375,600	427,600
22	190,000	217,400	259,600	285,800	324,800	377,800	429,500
23	192,200	219,100	261,000	287,400	326,400	380,000	431,400
24	194,400	220,800	262,400	289,000	328,000	382,200	433,300
25	196,500	222,300	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
26	197,800	224,000	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
27	199,100	225,700	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
28	200,400	227,400	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
29	201,600	229,200	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
30	202,900	230,700	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
31	204,200	232,200	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
32	205,500	233,700	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500

33	206,800	235,200	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
34	208,100	236,600	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
35	209,400	238,000	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
36	210,700	239,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
37	212,100	240,700	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
38	213,500	242,000	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
39	214,900	243,300	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
40	216,300	244,600	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
41	217,500	245,800	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
42	218,900	247,100	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
43	220,300	248,400	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
44	221,700	249,700	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
45	223,100	251,000	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
46	224,600	252,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
47	226,100	253,800	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
48	227,600	255,200	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
49	228,900	256,600	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
50	230,300	258,100	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
51	231,700	259,500	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
52	233,100	260,900	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
53	234,400	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
54	235,700	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800
55	237,000	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600
56	238,300	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400
57	239,700	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300
58	241,000	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
59	242,300	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
60	243,600	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
61	244,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
62	246,200	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
63	247,500	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
64	248,800	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
65	250,000	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
66	251,300	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
67	252,700	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
68	254,100	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600		
71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300		
72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000		
73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800		
74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400		
75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000		
76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600		
77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200		
78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800		
79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400		
80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000		
81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500		
82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100		
83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700		
84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300		
85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800		
86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400		
87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000		
88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600		
89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100		
90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700		
91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300		
92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900		
93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400		
94	284,100	319,100	354,700	374,100			

95	285,100	319,900	355,400	374,600
96	286,100	320,700	356,100	375,100
97	287,200	321,400	356,600	375,700
98	288,100	322,100	357,100	376,200
99	289,000	322,800	357,600	376,700
100	289,900	323,500	358,100	377,200
101	290,700	324,000	358,700	377,800
102	291,500	324,600	359,200	378,300
103	292,300	325,200	359,700	378,800
104	293,100	325,800	360,200	379,300
105	293,800	326,200	360,800	379,900
106	294,300	326,700	361,300	380,400
107	294,800	327,200	361,800	380,900
108	295,300	327,700	362,300	381,400
109	295,800	328,200	362,800	382,000
110	296,200	328,600	363,300	382,500
111	296,600	329,000	363,800	383,000
112	297,000	329,400	364,300	383,500
113	297,400	329,800	364,800	384,100
114	297,800	330,200	365,300	
115	298,200	330,600	365,800	
116	298,600	331,000	366,300	
117	298,900	331,300	366,700	
118	299,300	331,700	367,200	
119	299,700	332,100	367,700	
120	300,100	332,500	368,200	
121	300,400	332,700	368,600	
122	300,800	333,100	369,100	
123	301,200	333,500	369,600	
124	301,600	333,900	370,100	
125	301,800	334,200	370,500	
126	302,200	334,600		
127	302,600	335,000		
128	303,000	335,400		
129	303,200	335,700		
130	303,600	336,100		
131	304,000	336,500		
132	304,400	336,900		
133	304,600	337,200		
134	305,000	337,600		
135	305,400	338,000		
136	305,800	338,400		
137	306,000	338,700		
138	306,400	339,100		
139	306,800	339,500		
140	307,200	339,900		
141	307,400	340,200		
142	307,800	340,600		
143	308,200	341,000		
144	308,600	341,400		
145	308,800	341,700		
146	309,200	342,100		
147	309,600	342,500		
148	310,000	342,900		
149	310,200	343,200		
150	310,500	343,600		
151	310,800	344,000		
152	311,100	344,400		
153	311,500	344,700		
154	311,800			
155	312,100			
156	312,400			

157	312,800					
158	313,100					
159	313,400					
160	313,700					
161	314,100					
162	314,400					
163	314,700					
164	315,000					
165	315,400					
166	315,700					
167	316,000					
168	316,300					
169	316,700					
備考 この表は、看護師に適用する。						

別表第4 削除

別表第5 (第21条関係)

勤務箇所	教 職 員	調整数
1 大学院 研究科	(1) 教授、准教授、講師又は助教（以下「大学院担当教員」という。）で大学院研究科の授業を常時担当する者のうち、博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事する者	3
	(2) 大学院担当教員のうち、博士課程を担当する者（(1)に掲げる者を除く。）	2
	(3) 大学院担当教員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。）	1
	(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教	
2 教育学部 附属特別 支援学校	(1) 特別支援教育に直接従事することを本務とする教諭及び講師 (2) 養護教諭	2

別表第6 (第21条関係)

ア 教育職基本給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
2 級	10,500円。ただし、1号給 9,207円、2号給 9,306円、3号給 9,405円、4号給 9,504円、5号給 9,598円、6号給 9,697円、7号給 9,796円、8号給 9,895円、9号給 9,999円、10号給 10,107円、11号給 10,215円、12号給10,323円、13号給10,426円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,100円
6 級	16,400円

イ 教育職基本給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円。ただし、1号給 6,696円、2号給 6,763円、3号給 6,831円、4号給 6,898円、5号給 6,970円、6号給 7,056円、7号給 7,137円、8号給 7,218円、9号給 7,299円、10号給 7,393円、11号給 7,483円、12号給 7,573円、13号給 7,663円、14号給 7,762円、15号給 7,861円、16号給 7,960円、17号給 8,064円、18号給 8,181円、19号給 8,293円、20号給 8,406円、21号給 8,518円、22号給 8,595円、23号給 8,671円、24号給 8,748円、25号給 8,815円、26号給 8,892円、27号給 8,968円
2 級	11,100円。ただし、1号給 8,676円、2号給 8,752円、3号給 8,829円、4号給 8,905円、5号給 8,986円、6号給 9,063円、7号給 9,139円、8号給 9,216円、9号給 9,297円、10号給 9,382円、11号給 9,468円、12号給 9,553円、13号給 9,630円、14号給 9,720円、15号給 9,810円、16号給 9,900円、17号給 9,985円、18号給10,107円、19号給10,228円、

	2 0 号給10,350円、2 1 号給10,476円、2 2 号給10,606円、 2 3 号給10,737円、2 4 号給10,867円、2 5 号給10,993円、
3 級	12,000円（賃金規程別表第2 イの備考(2)に定める教職員にあつては、12,200円）
4 級	13,200円

別表第7（第22条関係）

教職員区分	職務区分	職種区分	基本給表・級	手当月額
教育職員	工学部長、農学部長	I 種	教(一)・5級	126,900
	人文学部、教育学部、理学部長	II 種	教(一)・5級	101,600
	附属幼稚園長、附属小学校長、附属中学校長、附属特別支援学校長	III 種	教(一)・5級	76,200
	IT基盤センター長、大学教育センター長、保健管理センター所長	IV 種	教(一)・5級	63,500
	入学センター長、共同研究開発センター長、機器分析センター長、生涯学習教育研究センター長、広域水圏環境科学教育研究センター長、遺伝子実験施設長、留学生センター長、附属教育実践総合センター長、附属超塑性工学研究センター長、附属フィールドサイエンス教育研究センター長	V 種	教(一)・5級	50,700
	地域総合研究所長、地球変動適応機関長、学生就職支援センター長、五浦美術文化研究所長、地域連携推進本部長	VI 種	教(一)・5級	40,700
	事務系職員	事務局の部長	II 種	一(一)・8級
		一(一)・7級		84,100
事務局の課長・事務長・主幹		III 種	一(一)・6級	59,200
			一(一)・5級	56,500
			一(一)・4級	52,800
技術部の総括技術長		VI 種	一(一)・5級	30,100
	一(一)・4級		28,200	

別表第8（第22の2条関係）

教職員区分	職務区分	職種区分	基本給表・級	手当月額
教育職員	学長特別補佐	I 種	教(一)・5級	88,800
	評議員	II 種	教(一)・5級	76,200
	副学部長、学部長補佐、図書館副館長	III 種	教(一)・5級	63,500
	学科長、課程長、領域長、独立専攻長	VI 種	教(一)・5級	30,500
			教(一)・4級	26,100
	附属幼稚園副園長、附属小学校副校長、附属中学校副校長	III 種	教(三)・4級	51,600
			教(三)・3級	51,000
	附属特別支援学校副校長	III 種	教(二)・4級	54,100
			教(二)・3級	51,500
	附属特別支援学校の主幹教諭	IV 種	教(二)・2級	39,600
附属幼稚園・附属小学校・附属中学校の主幹教諭	IV 種	教(三)・2級	38,800	
附属特別支援学校の主事	V 種	教(二)・2級	31,700	

別表第9（第23条関係）

期間の区分	手当額
	円
1年未満	50,000
1年以上 2年未満	50,000
2年以上 3年未満	50,000
3年以上 4年未満	50,000
4年以上 5年未満	50,000
5年以上 6年未満	50,000
6年以上 7年未満	48,200
7年以上 8年未満	46,400
8年以上 9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200

15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900

備 考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第10（第31条関係）

所 属 機 関	潜 水 船 名
独立行政法人海洋研究開発機構	しんかい6500

別表第11（第42条関係）教育職基本給表（三）の適用を受ける者

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	円	円	円	円
1	5,000	5,400	10,700	17,100
2	5,000	5,400	10,700	17,100
3	5,000	5,400	10,700	17,100
4	5,000	5,400	10,700	17,100
5	5,200	5,700	11,100	17,500
6	5,200	5,700	11,100	17,500
7	5,200	5,700	11,100	17,500
8	5,200	5,700	11,100	17,500
9	5,400	6,000	11,500	17,900
10	5,400	6,000	11,500	17,900
11	5,400	6,000	11,500	17,900
12	5,400	6,000	11,500	17,900
13	5,600	6,300	12,400	18,300
14	5,600	6,300	12,400	18,300
15	5,600	6,300	12,400	18,300
16	5,600	6,300	12,400	18,300
17	5,900	6,600	12,800	18,700
18	5,900	6,600	12,800	18,700
19	5,900	6,600	12,800	18,700
20	5,900	6,600	12,800	18,700
21	6,200	7,000	13,200	19,000
22	6,200	7,000	13,200	19,000
23	6,200	7,000	13,200	19,000
24	6,200	7,000	13,200	19,000
25	6,500	7,300	13,600	19,400
26	6,500	7,300	13,600	19,400
27	6,500	7,300	13,600	19,400
28	6,500	7,300	13,600	19,400
29	6,800	7,600	14,000	19,600
30	6,800	7,600	14,000	19,600

3 1	6,800	7,600	14,000	19,600
3 2	6,800	7,600	14,000	19,600
3 3	7,100	7,900	14,400	19,900
3 4	7,100	7,900	14,400	19,900
3 5	7,100	7,900	14,400	19,900
3 6	7,100	7,900	14,400	19,900
3 7	7,400	8,300	14,800	20,200
3 8	7,400	8,300	14,800	
3 9	7,400	8,300	14,800	
4 0	7,400	8,300	14,800	
4 1	7,700	8,900	15,100	
4 2	7,700	8,900	15,100	
4 3	7,700	8,900	15,100	
4 4	7,700	8,900	15,100	
4 5	8,000	9,300	15,500	
4 6	8,000	9,300	15,500	
4 7	8,000	9,300	15,500	
4 8	8,000	9,300	15,500	
4 9	8,300	9,700	15,900	
5 0	8,300	9,700	15,900	
5 1	8,300	9,700	15,900	
5 2	8,300	9,700	15,900	
5 3	8,600	10,500	16,300	
5 4	8,600	10,500	16,300	
5 5	8,600	10,500	16,300	
5 6	8,600	10,500	16,300	
5 7	8,800	10,900	16,700	
5 8	8,800	10,900	16,700	
5 9	8,800	10,900	16,700	
6 0	8,800	10,900	16,700	
6 1	9,100	11,300	17,100	
6 2	9,100	11,300	17,100	
6 3	9,100	11,300	17,100	
6 4	9,100	11,300	17,100	
6 5	9,400	12,100	17,400	
6 6	9,400	12,100	17,400	
6 7	9,400	12,100	17,400	
6 8	9,400	12,100	17,400	
6 9	9,700	12,500	17,700	
7 0	9,700	12,500	17,700	
7 1	9,700	12,500	17,700	
7 2	9,700	12,500	17,700	
7 3	9,900	12,900	18,000	
7 4	9,900	12,900	18,000	
7 5	9,900	12,900	18,000	
7 6	9,900	12,900	18,000	
7 7	10,200	13,300	18,300	
7 8	10,200	13,300	18,300	
7 9	10,200	13,300	18,300	
8 0	10,200	13,300	18,300	
8 1	10,400	13,700	18,500	
8 2	10,400	13,700	18,500	
8 3	10,400	13,700	18,500	
8 4	10,400	13,700	18,500	
8 5	10,600	14,000	18,700	
8 6	10,600	14,000	18,700	
8 7	10,600	14,000	18,700	
8 8	10,600	14,000	18,700	
8 9	10,800	14,400	18,900	
9 0	10,800	14,400	18,900	
9 1	10,800	14,400	18,900	
9 2	10,800	14,400	18,900	

9 3	11,000	14,700	19,100	
9 4	11,000	14,700		
9 5	11,000	14,700		
9 6	11,000	14,700		
9 7	11,200	15,000		
9 8	11,200	15,000		
9 9	11,200	15,000		
1 0 0	11,200	15,000		
1 0 1	11,400	15,400		
1 0 2	11,400	15,400		
1 0 3	11,400	15,400		
1 0 4	11,400	15,400		
1 0 5	11,500	15,700		
1 0 6	11,500	15,700		
1 0 7	11,500	15,700		
1 0 8	11,500	15,700		
1 0 9	11,600	16,000		
1 1 0	11,600	16,000		
1 1 1	11,600	16,000		
1 1 2	11,600	16,000		
1 1 3	11,700	16,300		
1 1 4	11,700	16,300		
1 1 5	11,700	16,300		
1 1 6	11,700	16,300		
1 1 7	11,900	16,500		
1 1 8	11,900	16,500		
1 1 9	11,900	16,500		
1 2 0	11,900	16,500		
1 2 1	12,000	16,800		
1 2 2	12,000	16,800		
1 2 3	12,000	16,800		
1 2 4	12,000	16,800		
1 2 5	12,100	17,000		
1 2 6		17,000		
1 2 7		17,000		
1 2 8		17,000		
1 2 9		17,200		
1 3 0		17,200		
1 3 1		17,200		
1 3 2		17,200		
1 3 3		17,400		
1 3 4		17,400		
1 3 5		17,400		
1 3 6		17,400		
1 3 7		17,600		
1 3 8		17,600		
1 3 9		17,600		
1 4 0		17,600		
1 4 1		17,600		
1 4 2		17,800		
1 4 3		17,800		
1 4 4		17,800		
1 4 5		17,800		
1 4 6		17,800		
1 4 7		18,000		
1 4 8		18,000		
1 4 9		18,000		

別表第12（第42条関係）教育職基本給表（二）の適用を受ける者

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1	5,000	6,300	12,800	17,100
2	5,000	6,300	12,800	17,100
3	5,000	6,300	12,800	17,100
4	5,000	6,300	12,800	17,100
5	5,200	6,600	13,200	17,500
6	5,200	6,600	13,200	17,500
7	5,200	6,600	13,200	17,500
8	5,200	6,600	13,200	17,500
9	5,400	7,000	13,600	17,900
10	5,400	7,000	13,600	17,900
11	5,400	7,000	13,600	17,900
12	5,400	7,000	13,600	17,900
13	5,600	7,300	14,000	18,300
14	5,600	7,300	14,000	18,300
15	5,600	7,300	14,000	18,300
16	5,600	7,300	14,000	18,300
17	5,900	7,600	14,400	18,700
18	5,900	7,600	14,400	18,700
19	5,900	7,600	14,400	18,700
20	5,900	7,600	14,400	18,700
21	6,200	7,900	14,800	19,000
22	6,200	7,900	14,800	19,000
23	6,200	7,900	14,800	19,000
24	6,200	7,900	14,800	19,000
25	6,500	8,300	15,100	19,400
26	6,500	8,300	15,100	19,400
27	6,500	8,300	15,100	19,400
28	6,500	8,300	15,100	19,400
29	6,800	8,900	15,500	19,600
30	6,800	8,900	15,500	19,600
31	6,800	8,900	15,500	19,600
32	6,800	8,900	15,500	19,600
33	7,100	9,300	15,900	19,900
34	7,100	9,300	15,900	19,900
35	7,100	9,300	15,900	19,900
36	7,100	9,300	15,900	19,900
37	7,400	9,700	16,300	20,200
38	7,400	9,700	16,300	
39	7,400	9,700	16,300	
40	7,400	9,700	16,300	
41	7,700	10,500	16,700	
42	7,700	10,500	16,700	
43	7,700	10,500	16,700	
44	7,700	10,500	16,700	
45	8,000	10,900	17,100	
46	8,000	10,900	17,100	
47	8,000	10,900	17,100	
48	8,000	10,900	17,100	
49	8,300	11,300	17,400	
50	8,300	11,300	17,400	
51	8,300	11,300	17,400	
52	8,300	11,300	17,400	
53	8,600	12,100	17,700	
54	8,600	12,100	17,700	
55	8,600	12,100	17,700	
56	8,600	12,100	17,700	
57	8,800	12,500	18,000	
58	8,800	12,500	18,000	

5 9	8, 800	12, 500	18, 000	
6 0	8, 800	12, 500	18, 000	
6 1	9, 100	12, 900	18, 300	
6 2	9, 100	12, 900	18, 300	
6 3	9, 100	12, 900	18, 300	
6 4	9, 100	12, 900	18, 300	
6 5	9, 400	13, 300	18, 500	
6 6	9, 400	13, 300	18, 500	
6 7	9, 400	13, 300	18, 500	
6 8	9, 400	13, 300	18, 500	
6 9	9, 700	13, 700	18, 700	
7 0	9, 700	13, 700	18, 700	
7 1	9, 700	13, 700	18, 700	
7 2	9, 700	13, 700	18, 700	
7 3	9, 900	14, 000	18, 900	
7 4	9, 900	14, 000	18, 900	
7 5	9, 900	14, 000	18, 900	
7 6	9, 900	14, 000	18, 900	
7 7	10, 200	14, 400	19, 100	
7 8	10, 200	14, 400		
7 9	10, 200	14, 400		
8 0	10, 200	14, 400		
8 1	10, 400	14, 700		
8 2	10, 400	14, 700		
8 3	10, 400	14, 700		
8 4	10, 400	14, 700		
8 5	10, 600	15, 000		
8 6	10, 600	15, 000		
8 7	10, 600	15, 000		
8 8	10, 600	15, 000		
8 9	10, 800	15, 400		
9 0	10, 800	15, 400		
9 1	10, 800	15, 400		
9 2	10, 800	15, 400		
9 3	11, 000	15, 700		
9 4	11, 000	15, 700		
9 5	11, 000	15, 700		
9 6	11, 000	15, 700		
9 7	11, 200	16, 000		
9 8	11, 200	16, 000		
9 9	11, 200	16, 000		
1 0 0	11, 200	16, 000		
1 0 1	11, 400	16, 300		
1 0 2	11, 400	16, 300		
1 0 3	11, 400	16, 300		
1 0 4	11, 400	16, 300		
1 0 5	11, 500	16, 500		
1 0 6	11, 500	16, 500		
1 0 7	11, 500	16, 500		
1 0 8	11, 500	16, 500		
1 0 9	11, 600	16, 800		
1 1 0	11, 600	16, 800		
1 1 1	11, 600	16, 800		
1 1 2	11, 600	16, 800		
1 1 3	11, 700	17, 000		
1 1 4	11, 700	17, 000		
1 1 5	11, 700	17, 000		
1 1 6	11, 700	17, 000		
1 1 7	11, 900	17, 200		
1 1 8	11, 900	17, 200		
1 1 9	11, 900	17, 200		
1 2 0	11, 900	17, 200		

1 2 1	12,000	17,400		
1 2 2	12,000	17,400		
1 2 3	12,000	17,400		
1 2 4	12,000	17,400		
1 2 5	12,100	17,600		
1 2 6	12,100	17,600		
1 2 7	12,100	17,600		
1 2 8	12,100	17,600		
1 2 9	12,300	17,800		
1 3 0	12,300	17,800		
1 3 1	12,300	17,800		
1 3 2	12,300	17,800		
1 3 3	12,400	18,000		
1 3 4	12,400	18,000		
1 3 5	12,400	18,000		
1 3 6	12,400	18,000		
1 3 7	12,500	18,200		
1 3 8	12,500			
1 3 9	12,500			
1 4 0	12,500			
1 4 1	12,600			
1 4 2	12,600			
1 4 3	12,600			
1 4 4	12,600			
1 4 5	12,800			
1 4 6	12,800			
1 4 7	12,800			
1 4 8	12,800			
1 4 9	12,900			
1 5 0	12,900			
1 5 1	12,900			
1 5 2	12,900			
1 5 3	13,000			